

(参考)水質目標を水域区分に適用するに当たり考慮すべき事項

1. 水域を区分する際に考慮すべき事項

(1) 魚介類の生息状況

魚介類の生息状況を的確に把握する必要があることから、主要魚介類の採取及び目視等による調査を実施することが望ましい。

また、当該水域を対象とした水生生物生息状況に関して、地方環境研究所等の研究機関が実施した調査の結果を利用すること、地元漁業協同組合等に対する水産漁獲状況のヒアリングを行い、その情報を活用することも考えられる。なお、漁業者も含めた関係者から生息状況をヒアリングすることは、水環境の改善及び創造といった観点からも有用であると考えられる。

なお、魚介類の生息状況を検討する際には、対象とする魚介類がその場に一定期間留まることを基本とし、通過による一時的な生息は含めないこととすることが適当である。

(2) 漁業権の設定状況

漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況を把握する必要がある。

漁業権は、過去に行われた漁業を反映して設定されているとも考えられるが、現在環境が悪化している水域であっても、環境が良好になれば対象魚介類が生息し得る可能性がある。このため、現在、実態的には漁獲が行われていない場合についても、漁業権の内容を吟味し、水域を区分する際に考慮する必要がある。

また、水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域があることから、これら情報を勘案して区分する必要がある。

(3) 河床構造

河床構造は、その相違により主要魚介類の生息密度や餌生物の分布を規定する重要な因子であり、水域区分の際に考慮する必要がある。

河床構造は河川の改変等により変化する場合があるため、河川改修等の計画に関する情報を収集することも必要である。

(4) その他

水生生物の分布は、点として存在しているのではなく、上流から下流にかけて連続して存在するものである。したがって、水域区分を行う際には、河川の上下流における水環境(周辺環境を含む。)や他の生物(競争種等)との関連性を的確に把握する必要がある。

2．水域区分を行わない場合

対象とする主要魚介類が全く生息しないことが確認される水域及び魚介類の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討することが重要であり、一義的に水質目標を検討する必要がないことも考えられる。

3．産卵場及び幼稚子の生息の場

産卵場及び幼稚子の生息の場については、特に感受性の高い時期に利用することを勘案し、より厳しい水質目標を検討することがあり得る。

淡水域の場合、一般的に幼稚子の生息場所とされる、淀み、クリーク、後背水域、水際植生の草地等の状況を勘案することが適切と考えられる。また、生息状況調査及び漁協へのヒアリング等によって、確認を行うことも考えられる。ただし、厳密化するあまり、河川のごく一部を細切れに（パッチ状に）区分することは、管理の面で支障を生じる可能性があるため、連続するような場合には一括してより厳しい目標を検討することが考えられる。

海域の場合、一般的に藻場・干潟は繁殖及び幼稚子の生息の場とされることから、これらの状況を勘案することが適切と考えられる。